（大学共同利用機関法人職員）
近藤　雅樹
（京都大学名誉教授）
林　力丸
従四位に叙する（各通）
川廷　榮一
正五位に叙する（各通）
従七位
山口　正
従五位に叙する（各通）
飯島　信一　石井　弘
正八位
河合　明博　三枝　忠
須貝　重徳　牧野　卓朗
宮武　彰
正六位に叙する（各通）
宇佐　清生
境　睦郎
従六位に叙する（各通）
（大阪府警部補）
住吉　文次
田中　六男
正七位に叙する（各通）（以上八月三日）
吉原　懋
従四位に叙する
杉山　梅一　田口　郡三
従七位
小川　晃
従五位に叙する（各通）
石橋　善三　鮫島　幸明
馬場　重雄　矢島　孝治
正六位に叙する（各通）
石田　正則　稲本　湊
鎌田　隆男　小暮　正行
従七位
従六位に叙する（各通）
大田　一男　川満　惠二
能代谷　忍　増子　達夫
正七位に叙する（各通）
尾臺　喜昭　佐藤　義藏
従七位に叙する（各通）（以上八月四日）
（北茨城市消防司令）
船木　弘之
従七位に叙する（八月五日）
柏木　篤
従六位に叙する（各通）
小林　正夫
正七位に叙する（以上八月六日）
郷原　大

熊谷庄兵衛
藤本　紀一
桑野　明
杉本　彰広
瀬口　幸二
豊田　賢二
船窪　敏夫
橋本　省吾
上松　広明
鈴木　榮次
仲井　由之
南　友春
高橋　正廣
竹内勝太郎
村田　謙治
井上　久
遅沢　文男
澤村　太郎
真鍋　宗行
冨岡　靖文
歌田　順治
加藤　正男
菅沼　馨
黒川　明司
原田　洋三
○叙勲
正七位に叙する（八月十二日）
田中　軍司
日和佐善朗
従四位に叙する
従六位に叙する（以上八月七日）
従五位に叙する
従六位に叙する（八月八日）
正七位に叙する（八月十日）
旭日小綬章を授ける
旭日双光章を授ける
小野　光正
旭日単光章を授ける（各通）（以上八月一日）
高尾　國廣
長船　英雄
旭日単光章を授ける（八月二日）
田口　幸雄
旭日単光章を授ける（各通）（八月三日）
戸倉　亨
旭日双光章を授ける
馬場　重雄
旭日単光章を授ける（以上八月四日）
佐々木　博
瑞宝中綬章を授ける
溝井　和夫
佐々木　寛
（京都教育大学名誉教授）
堀内　貞治
瑞宝小綬章を授ける（各通）
山崎　正義
赤木　晃章
阿部　洋継
金子　敏男
菊池　敏和
久保　寛悟
西　軍司
西崎永仁郎
蓮見　行全
原田　敬
吉田金太郎
吉永　嘉學
和田　勇一
瑞宝双光章を授ける（各通）
田山　昇
瑞宝単光章を授ける（以上八月一日）
豊岡　勇
柳町　靖夫
横尾　康弘
瑞宝小綬章を授ける（各通）
岡島　猛
菊池　薫
坂井　桂三
笹嶋　武夫
新村　敬治
田中　和好
藤垣　學
瑞宝双光章を授ける（各通）

尾形　和英
内藤　治男
山崎芳太郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二日）
（大学共同利用機関法人職員）
近藤　雅樹
澤村　太郎
林　力丸
瑞宝小綬章を授ける（各通）
（京都大学名誉教授）
石井　弘　河合　明博
三枝　忠　宮武　彰
瑞宝双光章を授ける（各通）
桑野　明　境　睦郎　瀬口　幸二
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月三日）
石田　正則　石橋　善三　稲本　湊
上松　広明　鎌田　隆男　鈴木　榮次
土井　東　橋本　省吾　矢島　孝治
瑞宝双光章を授ける（各通）
尾臺　喜昭　佐藤　義藏　高橋　正廣
増子　達夫　山岸　元勝
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月四日）
（北茨城市消防司令）
船木　弘之　宮川　力一
瑞宝単光章を授ける（各通）（八月五日）
柏木　篤
瑞宝双光章を授ける（八月六日）
冨岡　靖文
瑞宝小綬章を授ける
瑞宝双光章を授ける
歌田　順治
瑞宝単光章を授ける（以上八月七日）
小野　静枝
瑞宝双光章を授ける（八月八日）
菅沼　馨
瑞宝双光章を授ける（八月十日）
黒川　明司
原田　洋三
瑞宝双光章を授ける（八月十二日）

褒賞

紺綬褒章
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年八月三十一日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。
久保田　裕　齋藤喜美子　星野　敦
林　弘尉　伊藤　光代　矢山　和宏
山口　正清　五来百合子　羽深　政義

魚返美智代　三宅　春子　金親　直美
福盛　訓之　黒澤　富子　安藤　幸子
橘　正義　舘野　完　花尻　忠夫
褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）
紺綬褒章並びに賞杯
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年八月三十一日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。
清水　宏枝　榎本　稔
石毛　福三　鈴木　雅子
褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）
紺綬褒章飾版
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年八月三十一日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。
古賀常次郎　田中　友子　降矢　組人
加藤　孝造　福井　正典　松井　利夫
褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年八月三十一日、紺綬褒章に付する飾版を贈与された者は、次のとおりである。
大韓民国人　金　洛洙
褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を贈与する
紺綬褒章飾版並びに賞杯
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年八月三十一日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。
金光　富男　福王寺一彦　原　清
褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）
褒状
公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十五年八月三十一日、褒状を授かった者は、次のとおりである。
株式会社蓬莱
群馬県民共済生活協同組合
株式会社勝浦ホテル三日月
株式会社高尾
日新製薬株式会社
褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）